



監 査 報 告 書

令和8年6月10日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 高橋 紀子 様

監事 池原 浩一



私は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第19期事業年度の会計及び会計以外の業務について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用状況について、理事等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書）及び決算報告書につき、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 本法人の業務は、法令等に従って適切に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用の状況について、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。
- (4) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (5) 貸借対照表、損益計算書及び純資産変動計算書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 利益の処分に関する書類（案）は、指摘すべき事項はありません。
- (7) キャッシュ・フロー計算書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターのキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 行政コスト計算書は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの行政コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (9) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (10) 決算報告書は、指摘すべき事項は認められません。

以 上